

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 8 月 24 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1700064号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1700085号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成20年7月14日、同年12月15日、平成21年7月14日及び同年12月15日は12万円、平成22年7月14日及び同年12月14日は10万5,000円、平成23年7月14日は8万5,000円に訂正することが必要である。

平成20年7月14日、同年12月15日、平成21年7月14日、同年12月15日、平成22年7月14日、同年12月14日及び平成23年7月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年7月14日、同年12月15日、平成21年7月14日、同年12月15日、平成22年7月14日、同年12月14日及び平成23年7月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年7月
② 平成20年12月
③ 平成21年7月
④ 平成21年12月
⑤ 平成22年7月
⑥ 平成22年12月
⑦ 平成23年7月

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、請求期間①から⑦までについて、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該期間の標準賞与額の記録がない。調査の上、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

金融機関から提出された請求者の請求期間に係る預金元帳(写)、複数の同僚から提出された当該期間に係る給与明細書(夏期賞与・冬期賞与)(写)並びに請求者から提出された平成21年及び平成22年に係る源泉徴収票(写)から、請求者は、当該期間において、A社から賞

与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の賞与支給日については、上記の預金元帳（写）において確認できる振込日から、請求期間①は平成20年7月14日、請求期間②は同年12月15日、請求期間③は平成21年7月14日、請求期間④は同年12月15日、請求期間⑤は平成22年7月14日、請求期間⑥は同年12月14日、請求期間⑦は平成23年7月14日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準賞与額については、上記の預金元帳（写）及び給与明細書（夏期賞与・冬期賞与）（写）により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成20年7月14日、同年12月15日、平成21年7月14日及び同年12月15日は12万円、平成22年7月14日及び同年12月14日は10万5,000円、平成23年7月14日は8万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは回答がなく、A社の取締役は、平成20年7月14日、同年12月15日、平成21年7月14日、同年12月15日、平成22年7月14日、同年12月14日及び平成23年7月14日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。